

# 令和6年度 豊島区育児休業復帰支援事業のご案内

豊島区では、育児休業を1年間（子が満1歳に達する日まで）取得した後に復職し、保育所等へ入所するまでの間の保護者を対象に、ベビーシッターを活用した際の利用料の一部を助成する事業を実施しています。

## 1. 利用対象者

年齢 ※	対象・要件
0～1歳 ※1	① 1歳未満で保育所等の入所申込みをせず（※2）1年間（子が満1歳に達する日まで）の育児休業を満了した後、復職すること ② 復職後、1歳児クラス4月入所の申込みを行うこと ③ 保育を必要とする事由に該当し、保育標準時間または保育短時間の認定を受けること ④ 児童及び保護者が豊島区に住民票があり、実際に居住していること

※1 2024年4月1日時点での年齢

※2 上記②に定める1歳児クラス4月入所、または満1歳を迎えた翌月以降の入所の申込の場合は対象となります。

## 2. 利用内容

料金	1時間あたり150円（税込み）
本制度の対象となる時間帯	・月曜日から土曜日まで （祝日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く） ・午前7時から午後10時まで （1日あたり・1月あたりの利用上限あり）

## 3. 手続きの流れ（裏面もあわせてご覧ください。）

- 「ベビーシッター利用支援事業利用約款」をお読みいただき、利用約款の記載事項をすべて確認し、同意します。
- 「対象者確認発行依頼書兼申立書」を記入し、保育課入園グループまで提出します。（持参または郵送）
- 区から「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」をご自宅あてに郵送します。
- 上記対象者確認書の交付後、都指定ベビーシッター認定事業者と契約締結をします。  
※認定事業者につきましては、東京都 HP（「東京都 ベビーシッター利用支援事業 認定事業者一覧」で検索）をご覧ください。
- ベビーシッター認定事業者との「契約書」をベビーシッター利用開始日の10日前（土日祝日を除く）までに保育課窓口まで持参し、「アカウント発行申請」の手続きをします。  
※復職日から2週間以内に復職したことを確認できる書類を提出してください。
- 都から事業委託された公益社団法人全国保育サービス協会が助成券発行のためのアカウントをご自宅へ郵送します。（専用サイトにログイン後、ベビーシッター利用料金の割引を受けるためのクーポンコードを利用者が発行します。）

（令和6年4月1日作成時点）

## 豊島区育児休業復帰支援事業 申請の流れ

1. 区にご自身が対象となるかご確認ください。



2. 利用約款をご確認いただいた上で、対象者確認書発行依頼申請書兼申立書を区に提出します。(持参 or 郵送)

「対象者確認書」は4～7日ほどでご自宅へ郵送されます。



3. 「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」を受領



4. 対象者確認書を持ち、指定事業者と利用契約



5. 契約書を持参し、保育課窓口にて「アカウント発行申請」手続きをします。



6. 全国保育サービス協会より「アカウント通知」が郵送されます。

アカウント申請から助成券発行まで10営業日程かかります。



7. 助成券を発行し、ベビーシッターを利用します。



【問い合わせ先】  
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1  
豊島区役所子ども家庭部  
保育課入園グループ ☎ 03-3981-2140